

海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令を次のように定める。

昭和32年8月28日

防衛庁長官 津 島 寿 一

海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令

改正	昭和33年2月20日	海上自衛隊訓令第13号
	昭和36年6月12日	海上自衛隊訓令第26号
	昭和36年9月1日	海上自衛隊訓令第50号
	昭和36年10月17日	海上自衛隊訓令第58号
	昭和37年12月21日	海上自衛隊訓令第28号
	昭和39年9月11日	海上自衛隊訓令第5号
	昭和44年5月20日	海上自衛隊訓令第8号
	昭和46年4月1日	海上自衛隊訓令第13号
	昭和48年4月23日	海上自衛隊訓令第22号
	昭和49年3月8日	海上自衛隊訓令第6号
	昭和49年9月26日	海上自衛隊訓令第41号
	昭和49年11月22日	海上自衛隊訓令第46号
	昭和52年4月16日	海上自衛隊訓令第8号
	昭和61年3月15日	海上自衛隊訓令第7号
	昭和63年2月15日	海上自衛隊訓令第1号
	平成元年3月23日	海上自衛隊訓令第18号
	平成2年2月23日	海上自衛隊訓令第3号
	平成5年3月19日	海上自衛隊訓令第6号
	平成6年9月30日	防衛庁訓令第49号
	平成9年4月1日	海上自衛隊訓令第18号
	平成10年12月25日	防衛庁訓令第49号
	平成12年3月3日	海上自衛隊訓令第6号
	平成13年8月9日	海上自衛隊訓令第38号
	平成14年2月27日	海上自衛隊訓令第2号
	平成16年4月5日	海上自衛隊訓令第37号
	平成19年1月5日	防衛庁訓令第1号
	平成25年4月10日	海上自衛隊訓令第11号

(目的)

第1条 この訓令は、艦船等の塗別線以上の船体外部及び船体内部の塗粧及び着標について定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

艦船 自衛艦及び支援船をいう。

艦船等 艦船及び艦船の搭載艇をいう。

隊 護衛隊、掃海隊、輸送隊、ミサイル艇隊及び練習隊をいう。

隊群 護衛隊群、練習艦隊及び掃海隊群をいう。

隊番号 護衛隊群司令、練習艦隊司令官及び掃海隊群司令がそれぞれ隷下の隊について、その運営上の必要に応じて付与した隊の番号をいう。

塗別線 艦船の塗粧に当たって、その外げん塗料と船底塗料を区分する線をいう。

(塗別線)

第3条 塗別線は、次の表の艦船（エアクッション艇を除く。）の垂線間の長さに応じ、前部垂線、船体中央及び後部垂線上において、これらが満載きつ水線と交わる点から上方に当該表に定める距離とある点をそれぞれ結ぶ弧線とする。ただし、海上幕僚長は、外見その他の事情によりこの弧線によることが不適當であると認められる艦船については、別に定めをすることができる。

区分 艦船の垂線間の長さ (メートル)	前部垂線 (メートル)	船体中央 (メートル)	後部垂線 (メートル)
30未満	$\frac{L}{300} + 0.05$	0.05	$\frac{L}{600} + 0.05$

30以上 60未満	$\frac{L}{300} + 0.075$	0.075	$\frac{L}{600} + 0.075$
60以上 100未満	$\frac{L}{300} + 0.10$	0.10	$\frac{L}{600} + 0.10$
100以上	$\frac{L}{300} + 0.15$	0.15	$\frac{L}{600} + 0.15$

備考：Lは、艦船の垂線間の長さを示す。

(船体外部及び船体内部の塗色)

第4条 塗別線から上の船体外部（カッター、伝馬船及びヨット並びに艦船の搭載艇にあつては、船体外部の全部）は、次の各号に掲げる艦船等の種類に応じ、当該各号に定める色で塗粧するものとする。ただし、木甲板部、銅系金物及びステンレス鋼の部分は、塗粧しないことができることとし、また、エアクッション艇の船体外部については塗粧しないものとする。

(1) 艦船等（次号に掲げる艦船を除く。）

ア 露天甲板 暗灰色。ただし、滑り止めを施工する部分にあつては、当該滑り止めの材料の色によることができる。

イ その他の船体外部 灰色。ただし、交通船の上部構造物にあつては、白色とすることができる。

(2) 潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。） 黒色

2 前項の規定にかかわらず、海上幕僚長の定める範囲の煙突頂部及び煙突の後方にあるマストの中央部、げん燈内側隔板並びに保安上必要な装備品の外部塗色は、海上幕僚長の定めるところによる。

3 船体内部の甲板、壁面、機械類その他船体内部に関する塗色については、海上幕僚長が定める。

(自衛艦の名称)

第5条 自衛艦には、その名称を船尾最後面の中央部に左書白色（エアクッション艇にあつては黒色）で標記するものとする。この場合において、種別又は船型に番号を付して名称とする自衛艦の種別又は船型を表す記号は、次に掲げるとおりとする。

(1) 輸送艇 LC

(2) エアクッション艇 LA

2 前項の規定にかかわらず、船尾最後面の中央部に名称を標記することが困難な場合は、海上幕僚長の定めるところにより、その標記位置を変更し、又は記号若しくは名称の標記を省略することができる。

(自衛艦の番号)

第6条 自衛艦には、その番号を両げん側前方に白色（エアクッション艇にあつては黒色）で標記するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、潜水艦については、その番号を艦橋両側に標記するものとする。

(支援船の名称)

第7条 支援船には、その記号及び番号を、両げん側の前方に左書白色で標記するものとする。ただし、両げん側前方に記号及び番号を標記することが困難な場合は、海上幕僚長の定めるところにより、その標記位置を変更することができる。

2 自衛艦に区分されていたときの名称（種別又は船型に番号を付したものを除く。）を継続使用する支援船には、前項の規定によりその記号及び番号を標記するほか、第5条の規定を準用する。

(搭載艇の名称)

第8条 艦船の搭載艇には、その艦船の名称を両げん側の前方に左書白色で標記するものとする。ただし、同一種類の搭載艇を2隻以上有する場合には、艦船の名称の次に、艇番号を標記するものとする。

(隊群及び隊番号の標識)

第9条 隊群の隊の編成に加わる自衛艦及び隊群の直轄の自衛艦には、その隊群及び隊番号を表わす標識を施すことができる。

(離着艦のための標識)

第10条 回転翼航空機が離着艦する自衛艦には、海上幕僚長の定めるところにより、当該回転翼航空機の離着艦のための標識を施すものとする。

(きつ水標)

第11条 艦船には、そのきつ水標を、両げん側の前部垂線及び後部垂線上に白色（塗別線以下のきつ水標については、適宜の色）で標記するものとする。ただし、エアクッション艇、カッター、伝馬船及びヨットについては標記しないことができる。

2 前項のきつ水標のほか、海上幕僚長の指定する艦船については、両げん側の船体中央部に、前項に準じきつ水標を標記することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、船尾の構造及び形状等により、両げん側の後部にきつ水線標を標記することが不相当と認められる艦船については、船尾最後面中央部にきつ水線標を標記することができる。

(満載きつ水線標)

第12条 特務艇、運貨船等のうち、海上幕僚長が必要と認めた艦船には、満載きつ水線標を標記することができる。

(特例)

第13条 海上幕僚長は、塗粧及び着標に関し、艦船等の運用上特に必要があると認める場合は、防衛大臣の承認を得て特別の定めをすることができる。

(海上幕僚長への委任)

第14条 この訓令に定めるもののほか、塗色の色相、明度及び彩度、着標の位置、標記すべき文字及び記号の書体及び寸法その他この訓令の実施に関し必要な細目は、海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和32年9月1日から施行する。ただし、この訓令施行の日において海上自衛隊が使用中の艦船等については第5条の規定に限りこの訓令施行の日から6箇月間、この訓令施行の日以後貸与又は供与により海上自衛隊が使用することとなつた艦船等については第3条から第8条までの規定に限り当該艦船等を海上自衛隊が使用することとなつた日から6箇月間、この訓令によらないことができる。
- 2 日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定又は日本国に対する合衆国艦艇の貸与に関する協定によりアメリカ合衆国から貸与をうけた艦船並びに日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定によりアメリカ合衆国から供与をうけた艦船のきつ水線の標記については、当分の間第14条の規定にかかわらずアメリカ合衆国の例によることができる。
- 3 警備隊の使用する船舶等の塗粧及び着標に関する訓令（昭和28年警備隊訓令第7号）は、廃止する。

附 則（昭和33年2月20日海上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、昭和33年2月21日から施行する。

附 則（昭和36年6月12日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則（昭和36年9月1日海上自衛隊訓令第50号）

- 1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則（昭和36年10月17日海上自衛隊訓令第58号）

この訓令は、昭和36年11月15日から施行する。

附 則（昭和37年12月21日海上自衛隊訓令第28号）

- 1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和39年9月11日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和39年9月11日から施行する。

附 則（昭和44年5月20日海上自衛隊訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。
- 2 塗別線並びに種別又は船型に番号を附して名称とする自衛艦の名称及び番号の標記に

については、改正後の第3条並びに第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、昭和45年3月31日までの間、自衛艦（種別又は船型に番号を附して名称とするものを除く。）及び自衛艦に区分されていたときの名称を継続使用する支援船の名称の標記については、改正後の第5条第1項及び第7条第2項の規定にかかわらず、昭和44年6月30日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則（昭和46年4月1日海上自衛隊訓令第13号）

1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年4月23日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和48年4月23日から施行する。

附 則（昭和49年3月8日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、昭和49年3月30日から施行する。

附 則（昭和49年9月26日海上自衛隊訓令第41号）

この訓令は、昭和49年9月30日から施行する。

附 則（昭和49年11月22日海上自衛隊訓令第46号）

この訓令は、昭和49年12月10日から施行する。〔ただし書略〕

附 則（昭和52年4月16日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和52年4月18日から施行する。

附 則（昭和61年3月15日海上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、昭和61年3月19日から施行する。ただし、第5条の改正規定は同月27日から施行する。

附 則（昭和63年2月15日海上自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和63年2月15日から施行する。

附 則（平成元年3月23日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成2年2月23日海上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、平成2年3月23日から施行する。〔ただし書略〕

附 則（平成5年3月19日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、平成5年3月22日から施行する。

附 則（平成6年9月30日防衛庁訓令第49号）

この訓令は、平成6年10月14日から施行する。

附 則（平成9年4月1日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、平成9年5月1日から施行する。

附 則（平成10年12月25日防衛庁訓令第49号）

この訓令は、平成11年1月14日から施行する。

附 則（平成12年3月3日海上自衛隊訓令第6号）

1 この訓令は、平成12年3月9日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令に

よる改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年8月9日海上自衛隊訓令第38号）

この訓令は、平成13年8月10日から施行する。

附 則（平成14年2月27日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、平成14年3月12日から施行する。

附 則（平成16年4月5日海上自衛隊訓令第37号）

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成25年4月10日海上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月12日から施行する。